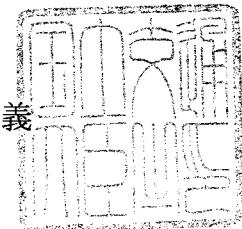




国海総第275号
平成21年9月15日

交通政策審議会
会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣
金子一



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第89号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聞く必要があるため。

別紙

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
旭東海運株式会社	東京都台東区浅草橋一丁目10番6号	1
マリーンリンク株式会社	福岡県北九州市八幡東区宮田町2番18号	1